

ETC車載器の

再セットアップについて



下記のケースの場合には、

再セットアップが必要です!

車両の
ナンバープレートを
変更した場合



車両にけん引装置を
つけた場合



車載器を
他の車両に付替えた
場合



ETC車載器の再セットアップは、お近くのカー用品店等セットアップ登録店にてお願いします。

ご注意ください!

- セットアップ情報と車両情報が異なった状態でETCを利用することはETCシステム利用規程違反です。悪質な利用と判断された場合には、不正通行車両とみなし、ETC時間帯割引などが適用されない場合があります。
- 適切なセットアップがおこなわれていない場合、誤った料金が請求される恐れや開閉バーが開かないことがあります。また、ETC利用照会サービスや障がい者割引制度などの利用ができません。
- ETCマイレージサービス、障がい者割引制度を利用されていた方が、新しい車載器に交換されたり、再セットアップをした場合などには、登録情報を変更していただく必要があります。

※国土交通省が令和4年1月4日から運用している「個人が引越の際、オンラインにより自動車の変更登録申請を行う場合に、ナンバープレートの交換を次回の車検時まで猶予する特例」を利用する場合は、新たなナンバープレートに交換する際に再セットアップ(再登録)が必要になります。



高速道路に関する情報は「**ドラぷら**」で
www.driveplaza.com/

ドラぷら

検索

ETCや新潟県的高速道路情報は
NEXCO東日本公式ツイッター

@e_nexco_niigata



24時間、365日、お客様の声をお聞きしています。

NEXCO東日本お客様センター

0570-024-024

または 03-5308-2424

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

NEXCO東日本グループは、高速道路事業を通じてSDGsの達成に貢献します。

あなたに、ベスト・ウェイ。

